

名古屋市農業委員会 令和8年第5回総会 議 事 録

- 開催日時 令和8年5月25日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時05分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第30号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第31号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第32号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第33号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第34号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第 1条の規定による意見聴取について

第35号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第36号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

第37号議案 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和 8 年第 5 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員		
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 政 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	加 藤 新 一 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 8 年第 5 回総会（令和 8 年 5 月 25 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 5 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 8 年第 5 回総会を開会いたします。 本日は、暑い中、また大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 30 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 37 号議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」までの 8 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、清水久一委員及び成田秋義委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 30 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員

受付番号 1-1 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、5 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

このたび、譲渡人が営農規模の縮小のために農地の売却を希望され、譲受人が新規就農のため本農地の取得を希望し、本申請がなされました。

申請地は、かつては稲作が行われていましたが、現在は休耕田になっております。

また、譲受人は新規就農となりますが、以前から近隣の農地で耕作の手伝いを続けるなど、農作業歴があり、農地の権利取得後も引き続き適正に管理できると思われます。

以上のことから、本件許可することにより何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-2 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。
小畠委員	受付番号 1-2 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、5 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 この農地は、所有者が亡くなられ、生前から、遺贈により孫に譲渡することを希望されており、譲受人がこれを機に新規就農することを希望し、本申請がなされました。 申請地には、現在オリーブが栽培されており肥培管理良好でした。 譲受人の耕作については家族の協力が得られるため、今後適正に管理できると思われます。 以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 1 日に安井委員及び事務局職員とで現地調査、及び申請者との面談をいたしましたので、結果をご報告いたします。 譲渡人が営農規模縮小を希望され、一方、譲受人が新規就農のため、本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区富永二丁目の 1 筆の畑については、耕作準備中でした。譲受人は、以前より他の町で妻とともに耕作経験があり、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

	以上につきまして、許可することについて問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。
横井（慎） 委員	ちょっと聞き違いかもしれませんが、1-1 の譲渡人は廃業と書いてあるけど、さっきの説明だと縮小のようなこと言われたと思うんですが、どんなもんでしょう。ちょっと私の聞き違いかもしれませんが。お願いします。
成田委員	その通りでございまして、営農規模縮小っていうことであります。それで売却したいと。今回譲受人は、耕作地のすぐ近くに住んどって、そういう希望したいと、農地を取得したいと。そういうことです。
議長（会長）	よろしいですか。ありがとうございました。 他にございますか。 他にないようです。それでは、第 30 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 30 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 31 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員	受付番号 1-1 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、5月1日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1 の願い出の農地について、池場一丁目の1筆及び天白町大字野並字稲田の1筆の農地はウメが栽培されていました。 野並一丁目の2筆の農地は一体で利用されており、耕作準備中でした。 お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、20番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-1 の農地について、5月7日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は農業用ハウスの中でゴデチアの花が栽培されていました。 主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-2 について、西部・守山農政課長お願いいたします。

西部・守山 農政課長	受付番号 2-2 の農地について、5 月 11 日に箕浦委員、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田と畑で、耕作準備中でした。 主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 31 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 31 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 32 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-4 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-1 から 1-4 の農地について福島茂俊委員と事務局職員で、5 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1 の願い出の農地には、ミカンが栽培されており肥培管理は良好でした。

受付番号 1-2 の願い出の農地には、ジャガイモ、タマネギ、エンドウなどが栽培されており、肥培管理は良好でした。

受付番号 1-3 の願い出の農地について、島田二丁目の 1 筆の農地は耕作準備中でした。

池場三丁目の 2 筆の農地は、ウメが栽培されていました。

池場四丁目の 1 筆の農地は、ミカンが栽培されていました。

池場四丁目の 2 筆の農地は、ウメが栽培されていました。

池場四丁目の 1 筆の農地は、カキやミカンが栽培されていました。いずれも肥培管理は良好でした。

受付番号 1-4 の願い出の農地には、ソラマメやトウモロコシが栽培されており肥培管理は良好でした。

また、いずれの申請も願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-5 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員 受付番号 1-5 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、5 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-5 の願い出の農地には、ブドウが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-6 から 1-8 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-6 から 1-8 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、5 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-6 の願い出の農地には、ミカン、タマネギ、ジャガイモなどが栽培されており、肥培管理は良好でした。 受付番号 1-7 の願い出の農地には、カキが栽培されており肥培管理は良好でした。 受付番号 1-8 の願い出の農地について、境根町の 6 筆の農地は、一体で利用されておりトウモロコシが栽培されていました。 境根町の 3 筆の農地は、一体で利用されており同じくトウモロコシが栽培されていました。 笹原町の 2 筆の農地は、一体で利用されておりジャガイモ、カボチャなどが栽培されていました。 菅田三丁目の 1 筆の農地は、カキが栽培されていました。 菅田三丁目の 2 筆の農地は、一体で利用されておりトマト、ナス、サトイモなどが栽培されていました。 菅田三丁目の 1 筆の農地は、ミカンが栽培されていました。 天白町大字野並字稲田の 2 筆の農地は、一体で利用されておりカボチャ、サツマイモ、タマネギなどが栽培されていました。

	天白町大字野並字稻田の1筆の農地は、ミカンやカキが栽培されていました。 いずれの農地も肥培管理良好でした。 また、いずれの農地についても願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号2-1及び2-2について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	受付番号2-1及び2-2の農地について、5月11日に、箕浦委員、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の2筆は、願出者2名の共有です。いずれも畑で、ミカン、カキなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号2-3について、7番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号2-3について、5月7日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、耕作準備中でした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いし

	ます。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-4 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-4 について、5 月 11 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は、すべて畑で、スナップエンドウ、ナスなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-5 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-5 について、5 月 7 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて田で耕作準備中でした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 1 日に安井委員及び事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

	受付番号 3-1 の中川区榎津西町の 3 筆の田は、水稻収穫後で耕作準備中でした。また、中川区榎松町の 1 筆の畑は、ソラマメ、ジャガイモ、エンドウ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（慎） 委員	受付番号 3-2 の農地につきましては、5 月 8 日に二村委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-2 の中川区野田一丁目の 1 筆の畑は、エダマメ、ニンニク、エンドウ等が作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 から 4-4 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-1 から 4-4 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、5 月 7 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-1 証明願い出の農地のうち、港区西茶屋四丁目の 1 筆及び港区藤高四丁目の 1 筆は田で、耕作準備中の段階でありました。しかし現在は水稻が作付けされております。 引き続きまして、証明願い出の農地のうち、港区藤高四丁目の 1 筆は畑で、タマネギ、エンドウなどが作付けされており、

農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

続きまして、受付番号 4-2 証明願い出の農地、港区藤高三丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされており農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

続きまして、受付番号 4-3 証明願い出の農地のうち、港区藤高二丁目はじめ 5 筆は田で、3 筆は水稻が作付けされており、2 筆は耕作準備中の状態でありました。いずれも、農地として管理されていました。

港区藤前一丁目はじめ 3 筆は畑で、サツマイモ、トウモロコシ等が作付けされ、農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

続きまして、受付番号 4-4 証明願い出の農地、港区藤高三丁目の 1 筆は田で、小麦が作付けされており農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
松原委員	1-4 でございますけども、それ以外は営農期間が3年以内ということでもありますけども、これ3年を超えておりますけども、何か3年を超える理由があったのか、3年超えても良かったのか、ちょっとわかりませんので、説明をお願いします。 3年ということみたいですが、これ3年7か月ぐらいあるんですかね。何か延びたというか、私の認識不足かもしれませんけども。
課長補佐	事務局からですけれども、詳しいことは申請書等がないのであれですけども、おそらく相続開始から3年、初めての今回証明でございます。それで皆様ご存じのとおり、こちら税務署から農業委員会による証明をもらってくださいというご依頼がくるかと思います。それがおそらく3年少しだったので、初めてのこともありますので、長めに提出期間をとって、依頼が来たということだけかと思います。推定の回答となってしまいますが、そのような形かと思います。よろしくお願いいたします。
議長（会長）	いかがでしょうか。その他ありますか。 他にないようです。それでは、第32号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第32号議案の案件は証明することといたします。 次に、第33号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-1 について、5 月 11 日に箕浦委員、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて畑で、トマト、ナスなどが作付けされており、良好に管理されていました。 農地の被相続人が亡くなられ、相続人である、子が引き続き農業経営を行うとのことです。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 33 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 33 号議案の案件は証明いたします。 次に、第34号議案「生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取」について審議を行います。 本議案における審議のポイントについて簡単にご説明いたします。 右肩に「配付資料①」と記載した、「第34条号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第 1 条の規定による意見聴取について」の資料をご覧ください。

本議案は、生産緑地法施行規則第1条の規定により、生産緑地地区の指定について申出があった土地が、農地等に該当しているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。

審議ポイントは、それぞれの土地について、すでに作付け等の一連の耕作実績があり、良好に管理された農地等に該当しているかどうかです。

配付資料②として、現地の写真をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、1 番、小寫委員、お願いいたします。

小寫委員

受付番号 1-1 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で 5 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-1 の申請地には、モモやサツマイモが栽培されていました。既存の団地と隣接しています。

今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-2 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員

受付番号 1-2 の農地について、小寫盛夫委員と事務局職員で 5 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-2 の申請地には、キウイ、エンドウマメ、ナガネ

ギ、バレイショ、トウモロコシなどが栽培されていました。

今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 1-3 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-3 の農地について、申請地は、従前名古屋市の「オアシスの森づくり」事業用地として市に貸し出しをおこない、樹林地として管理されておりましたが、所有者が畑としてきちんと手入れしたいということで、名古屋市との貸借契約を解除され、今回生産緑地の追加指定の申請に至ったものです。

申請地はタケノコを栽培しており、一部、クリやカキも栽培されております。

5 月 1 日に近藤委員と事務局職員で現地調査を行った際、タケノコ育成のため竹の間伐が行われており、タケノコは収穫された後の状態でした。土壌は落ち葉が地面を覆い乾燥から守られる状態で、フカフカとした柔らかいタケノコの育ちやすい土壌で、タケノコ栽培のため適切な肥培管理が行われていることを確認しております。クリやカキについても、同様に適切な肥培管理が行われておりました。

なお、生産緑地地区の指定にあたっては登記地目が農地であることが原則必要です。

申請地の登記は畑ではなく山林となっておりますが、管轄の法務局に相談した結果、申請地の大部分が竹林のため、タケノコを栽培している畑であっても、地目変更が困難であるとの回答を得ております。

	また土地の固定資産税の評価はタケノコを取るために肥培管理された竹林であるとして、課税地目は畑となっております。 以上、本件の畑については今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われ、生産緑地地区に指定することについては、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-1 の農地について、4 月 3 日に、箕浦委員、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はいずれも畑で、キャベツ、ネギなどが作付けされていました。 畑として良好に管理されており、今後生産緑地として十分な保全管理が見込まれ、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-2 について、21 番、松原委員、お願いいたします。
松原委員	受付番号 2-2 の農地について、4 月 2 日に、川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、モモ、ミカンなどが作付けされてきました。 畑として良好に管理されており、今後生産緑地として十分な保全管理が見込まれ、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 及び 3-2 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	第 34 号議案の 3-1 及び 3-2 の農地につきましては、5 月 8 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 の中川区打出一丁目の 1 筆の畑は、タマネギ、ソラマメ、トウモロコシ等が作付けされており、良好に管理されておりました。 受付番号 3-2 の中川区服部一丁目の 2 筆、中川区服部四丁目の 1 筆の田は、水稻収穫後で耕作準備中であり、また服部一丁目の 1 筆の一部は畑とし、ジャガイモ、サツマイモ等が作付けされており、良好に管理されておりました。 今後とも生産緑地として十分な管理が見込まれると思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
横井（慎）委員	ちょっと聞きたいんです。私ちょっとわからないもんですから。1-3 の件で、山林や畑 6,747 平米。生産緑地の指定面積が 5,508.14 ですが、この違いって言うのはどんなもんですかね、どうして違っとるんですかね。ちょっと教えて欲しいです。お願いします。
東部・緑農政課長	お答えさせていただきます。現況が面積としては 6,747 平米で、そのうち指定面積が 5,508 平米で、その差は何なのかというご質問ですね。 6,747 平米のこの 1 筆の中には、ご自宅であつたりとか、駐

	車場部分が含まれておりまして、その部分を削った、その数字が 5,508 平米となっておりますので、よろしく願いいたします。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
成田委員	あの、同じ所でちょっと意味がわからん、生産緑地の追加指定の場合は、農地でなきゃいけないということで、今やりとりの税務署のでもあったんですけども、山林と農地とここら辺の差はどういう差。つまりタケノコを栽培して販売するような状況だと農地というふうで認められると、そういう意味でございましょうか。
課長補佐	事務局から回答いたします。 成田委員のおっしゃるとおりで、肥培管理されてタケノコをしっかりと収穫するという、現地調査していただいて見られてるということで、そういう管理をしていれば農地として認められるということでございます。
議長（会長）	よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。 他にないようです。それでは、第 34 号議案について、農地等に該当すると回答してよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 34 号議案について、農地等に該当すると名古屋市長あて回答します。 次に、第35号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」について審議を行います。 本議案には、若松邦義委員ご本人に関する案件が含まれて

おります。農業委員会等に関する法律第31条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第12条に規定する「議事参与の制限」のため若松邦義委員におかれましてはご自身の案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、特定生産緑地の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。

先ほどご覧いただいた、配付資料①の裏面、「第35号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について」をご覧ください。

指定から30年経過する生産緑地のうち、経過後もその保全を行うことが良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものは、特定生産緑地として指定することができます。指定の期間は10年となります。

次に審議のポイントについてです。本議案は、特定生産緑地の指定について申出があった土地が、農地等として適正に管理されているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。

審議のポイントは、それぞれの生産緑地について、作付け等の実績があり、適正に管理された農地等に該当しているかどうかです。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。東部・緑地区について、18番、山口委員、お願いいたします。

山口（儀）
委員

東部・緑地区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告します。

議案資料 13 ページから 15 ページに緑区、名東区、天白区分について、お示ししています。

	それぞれの案件の「利用状況」欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として、良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、西部・守山地区について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸） 委員	西部・守山地区で特定生産緑地の申出のあった農地について、担当委員と事務局職員とで調査した結果を、代表して報告します。 受付番号 2-1、2-2、2-4 は「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。 受付番号 2-3 は「利用状況」の欄に記載のあるとおり、現在は作止め中ですが、区画整理前までは願出者が農業経営をおこなっていることを確認いたしました。 何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、中川地区について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	中川区における、担当委員及び事務局職員による調査の結果を報告します。資料は 16、17 ページでございます。 それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 35 号議案について、お諮りします。
	すべての案件について、農地等として適正に管理されていると回答してよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 35 号議案は、すべての案件について
	農地等として適正に管理されていると名古屋市長あて回答します。
	次に、第 36 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。
	本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。
	審議のポイントとしましては、配付資料③をご覧ください。
	こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。19 ページの事業計画の概要について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	第 36 号議案の受付番号 1-1 につきまして、小寫盛夫委員と

事務局職員とで、5月1日に現地調査を行いましたので調査内容を報告させていただきます。

本件は都市農地貸借を行っていましたが、令和8年6月30日に契約期間の満了を迎えるため契約更新が行われ、申請者と土地所有者との間で、再度の使用貸借の契約合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、緑区水広一丁目の1筆の一部、対象面積360平米で地目は畑、現在、アボカド栽培中です。

お手元の配付資料③をご覧ください。

表の右側に事業計画の内容が記載されていますが、ご覧のとおり、1号の要件を満たしております。

以上調査結果を報告させていただきましたが、必要な要件を満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第36号議案の議決の案を読み上げます。18ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項第1号の要件

	を満たすことが認められるため、です。 それでは、第 36 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 36 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。 次に、第37号議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について審議を行います。 審議のポイントとして、配付資料④及び⑤をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。25 ページの農用地利用集積等促進計画案の第 3 号について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	第 37 号議案、農用地利用集積等促進計画案について、ご報告いたします。 総会議案 25 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和 8 年度第 3 号をご覧ください。 本件は、借り手が申請地で新たに野菜を栽培していきたいと希望され、地域計画区域内の農地である中川区水里四丁目の農地を、土地の所有者から使用貸借することについて、名古屋市から意見聴取があったものです。 配付資料④をご覧ください。 申請地は地域計画区域内の農用地のため、当該計画案が「農

地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

上段の表のとおり、今回の受け手は地域計画の目標地図に位置付けのない農業者ですが、貸借期間が 6 年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸付けであるため、③の項目に該当します。

続いて、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

申請地の畑は、耕作準備中であり、また、受け手が現在耕作している農地はエンドウ、ジャガイモ、ナスなどが植え付けされ良好に管理されていたことから、申請地についても適正に耕作されると見込まれます。

また、年間 300 日従事する予定であり、所有者と借り手との間で合意した上での申請のため、各要件を満たしております。

以上により、当該計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の必要な要件を満たし、適切に作成されているおり、何ら問題はありません。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、26 ページの農用地利用集積等促進計画案の第 4 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

農用地利用集積等促進計画案につきまして、ご報告いたします。

総会議案 26 ページ「農用地利用集積等促進計画（案）」の令和 8 年度第 4 号をご覧ください。

本件は、熱田区に在住する借り手が名古屋市農地バンクを通じて、地域計画区域内の農地である港区藤高二丁目の農地を、土地の所有者から賃貸借することについて、名古屋市から意見聴取があったものです。

配付資料⑤をご覧ください。申出地は地域計画区域内の農用地のため、当該計画案が「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号」の必要な要件を満たし、適切に作成されているかがポイントとなります。

上段の表をご覧ください。

まず第 1 号の要件として、当該計画案の内容が農地中間管理事業規程に適合するかです。

今回の受け手は地域計画の目標地図に位置付けのない方ですが、貸借期間が 3 年間であり、農業を担う者に貸し付けるまでの一時的な貸付けであるため、③の項目に該当します。

続いて、下段の表に記載した第 2 号から 5 号の要件についてです。

受け手は、令和 7 年度のチャレンジファーマーカレッジを修了しており、申請地では適正に耕作されると見込まれます。

申請地では、夫と一緒にイチジク、ナス、オクラなどを栽培する営農計画書が提出されており、農作業に 150 日従事する予定です。

また所有者と借り手との間で合意した上での申請のため、各

	要件を満たしております。 以上により、当該計画案第 4 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の必要な要件を満たし、適切に作成されているおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それではここで、第 37 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。24 ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、名古屋市長から意見聴取があった農用地利用集積等促進計画（案）については、適切に作成されている。 理由としましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の必要な要件に適合しているため、です。 それでは、第 37 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 37 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和8年4月1日から令和8年4月30日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから3ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が6件

続いて、4ページから13ページにかけまして、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が30件

続いて、14ページから39ページにかけまして、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが74件

続いて、40ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが1件

続いて、41ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが3件

続いて、42ページですが、転用届出に係る訂正願が3件

続いて、43ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が4件

続いて、44ページですが、農地の転用事実に関する照会が4件

	続いて、45 ページですが、農地改良届が 1 件 続いて、46 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格証明が 1 件 それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。
松原委員	登記簿地目で現況地目という項目がありますけども、現況地目はどういう状態で明記されるのか。例えば、転用届処理報告の 20 ページだと、特に区画整理中の所ですけども、現況地目が 2-4 の所にもありますけども、「田」とか「雑種地」と、今は雑種地ということですね。ところが前の総会議案の 16 ページ、17 ページで区画整理事業の時は、現況地目が「整」となっております。整理。整理中という「整」ですけども、これは「整」とした意図があるのか、それとも担当者が違うから違うのか。その現況地目をどういうふうで判断して掲載されているのか、ちょっとわからなかったもんで。以上です。
課長補佐	今回に限って言うと、生産緑地とこの届出は分けていまして、生産緑地は、便宜上、区画整理中で、まだ使用収益開始してない場合は「整」という文字を書かせていただきます。 届出は、一応、課税地目だとか、そこら辺を記載してるので、区画整理中でも現況地目がある状況で記載されているものとなっております。 両者の記載方法が違うのが、何でだということがあるかもしれませんが、生産緑地のほうは便宜上、そのように書かせていただいている次第でございます。
議長（会長）	いかがでしょうか。

松原委員	いかんせん、現況ですからね。今の状況ということですから、整理中であろうと、整理中であつても使われている人もおれば、使用収益になってないといろいろありますもんでね。この所は統一されたほうがいいかなと思ひましてね。私の考えですけども。以上です。
議長（会長）	他はございますか。 他にないようです。それでは、以上をもちまして、令和8年第5回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後3時05分）